

仙台第二高等学校部活動に係る活動方針

1 趣旨

本校の部活動は、学校教育の一環として生徒の自主的・自発的な参加により行い、スポーツや文化に親しみ、集団における責任感・連帯感などを涵養するとともに、「文武一道」の精神のもと、それぞれの高い目標達成に向けて努力することを目的とする。

2 活動時間

(1) 平日は実活動時間 2 時間程度、休業日は実活動時間 3 時間程度とする。(準備・片付け・掃除・ミーティング等の時間含めず)

練習試合等はこの限りでない。

平日は 19 時 30 分、休業日は 17 時 20 分完全下校とする。

校長が、主要大会・コンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ期間を限定して 30 分程度の延長を認める。

(2) 朝練習については原則禁止とする。ただし校長が、主要大会・コンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ期間を限定して行うことができる。

ただし放課後に活動を延長する場合、朝練習は認めない。

(3) 定期考査 1 週間前から定期考査終了までの期間は原則として活動禁止とする。

ただし主要大会やコンクール等が定期考査終了後 1 週間以内に開催される場合は校長の許可を得て、期間を限定して活動を認める場合がある。

3 休養日

平日 1 日以上、週休日等*1 日以上の週 2 日以上の休養日を設けることを原則とする。ただしハイシーズンなどで週 2 日の休養日がとれない場合は、オフシーズンに多く休養日を設けるなどし、年間 105 日以上、うち週休日等に 52 日以上の休養日を設定することとする。

※週休日等とは土日、祝日、長期休業期間を指す。

◎活動計画の作成

(1) 顧問は年間を見通した活動計画書および毎月の活動計画書を作成し、校長に提出すること。

(2) 顧問は毎月の活動実績を作成し校長に提出すること。

平成 31 年 4 月 1 日より実施